

磐田市スポーツ推進委員講師派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の団体が実施する様々なスポーツの体験会や大会などに対して、講師を派遣し、もってスポーツ振興を図ることを目的とする。

(派遣)

第2条 派遣する講師は磐田市教育委員会から委嘱された磐田市スポーツ推進委員（以下「スポーツ推進委員」という。）とする。

(派遣対象)

第3条 講師派遣の対象は次に掲げるいずれかに該当するものであって、磐田市スポーツのまち推進課長（以下「課長」とする。）が必要と認める団体とする。

- (1) 市内小中学校
- (2) 市内交流センター
- (3) 地域づくり協議会及びその加盟団体
- (3) 市内に活動拠点（住所）を置くサロンやシニアクラブ
- (4) 市内の幼稚園・保育園・認定こども園
- (5) 前号に掲げるもののほか、課長が必要と認める団体

(指導可能な種目)

第4条 講師が指導可能な種目は次に掲げるものとする。

- (1) ボッチャ・アキュラシー等のパラスポーツ
- (2) モルック・ラダーゲッター等のニュースポーツ
- (3) 健康づくりに寄与する運動
- (4) 前号に掲げるもののほか、講師が指導可能な種目

(派遣申請)

第5条 講師派遣を希望する団体の責任者は、派遣を必要とする日の1月前までに講師派遣依頼書（様式第1号）をスポーツのまち推進課に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 スポーツのまち推進課は各団体の活動を踏まえ、申請により講師を派遣する必要があると認めるときは、講師派遣通知書（様式第2号）により派遣を決定するものとする。

(派遣の条件)

第7条 講師の派遣条件については次によるものとする。

- (1) 市内小中学校の総合学習及び福祉学習に該当するもの
- (2) 市内の幼稚園・保育園・認定こども園の運動学習に該当するもの
- (3) 市内に拠点を置くサロンやシニアクラブのスポーツ体験、体力づくり事業に該当するもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、課長が必要と認める事業

(派遣決定の制限)

第8条 課長は次の各号のいずれかに該当するときは講師派遣の決定をしない。

- (1) 必要数の講師の手配が難しいと判断する場合
- (2) スポーツ推進委員が企画及び運営するほかの事業と日程が重複する場合
- (3) 年度内に2回講師派遣事業を行っている団体から依頼があった場合

(補償)

第9条 講師の指導の際における傷害等の補償についてはスポーツ推進委員が加入しているスポーツ安全保険により対応する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は課長が別に定める。

附 則

この要領は令和6年4月20日から施行する。